

様式 2

随意契約結果表(委託等契約)

所属名	林政部森林政策課
契約締結年月日	令和 5 年 10 月 12 日
契約者名	JLL 森井鑑定株式会社
契約名	恩賜県有財産貸付料調査業務委託契約
契約金額 (税込み)	5,500,000 円
随意契約理由	<p>恩賜県有財産貸付料調査は、「不動産の鑑定評価に関する法律（昭和 38 年法律第 152 号）」第 3 条第 1 項に基づき、不動産鑑定士が行う不動産の鑑定等業務となる。また、次の条件を満たした不動産鑑定業者であることが必要となる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 適正な貸付料を算出するための変動率を査定するため、賃料鑑定の実績があり、社会情勢や土地利用に精通した鑑定士がスライド法に基づく変動率の算定を行うことができること。・ 県有地の貸付であることから、貸付地の多様な経緯や現状を踏まえつつ、統一的な見解を元に公平公正に査定を行うことができること。・ 対象不動産が多く、かつ R6.4.1 までの間での料金改定を予定していることから、10 名以上の鑑定士にて必要な精度を保ちつつ短期間で貸付料調査報告ができること。・ 適正な貸付料の客観性公平性を確保するため、現在訴訟中の県有地貸付料に係る不動産鑑定及び価格等調査を実施した者を除く。 <p>以上から、本件委託業務の性質が競争入札に適さないため、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号を適用し、当該条件に適合する者と随意契約（見積もり合わせ）を実施した。</p>
随意契約の適用条項	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号